

令和6年9月10日

担当課	交通局 乗合事業部 乗合課
担当者名	岩永、溝口
電話番号	直通：095-822-5142 内線：3901

高速シャトルバス『諫早～長崎線』、『大村～長崎線』  
割引回数券等の見直しについて

長崎県交通局（長崎県営バス）では、令和6年11月1日（金）に  
高速シャトルバス『諫早～長崎線』、『大村～長崎線』において、一部割引  
商品の見直しを下記のとおり実施いたします。

記

1. 「2枚ペア券」「10枚回数券」の販売を終了します。

【販売終了日】令和6年10月31日（木）

【利用終了日】令和7年1月31日（金）

令和7年2月1日以降はご利用いただけませんので、ご注意ください。

なお、未使用の回数券は、令和6年11月1日（金）～令和11年10月31日（水）  
まで、県営バス窓口にて手数料なしで払い戻しをさせていただきます。

2. nimoca ポイントサービスを新設します。

交通系 IC カード “nimoca” で高速シャトルバス『諫早～長崎線』、『大村～長崎  
線』をご利用いただく場合、下記のとおり nimoca ポイントを付与いたします。

付与したポイントは、電子マネーに交換することで、バス運賃のお支払いにご利  
用いただけるほか、コンビニなどでもご利用いただけます。

① ポイント付与内容

・毎月1日～末日の間、IC カード “nimoca” で高速シャトルバス『諫早～長崎線』、  
『大村～長崎線』をご利用いただくと、5回到達ごとに「通常ポイント」を付与。  
さらに10回到達ごとに「ボーナスポイント」を合わせて付与します。

(上限60回)

乗車回数	5回到達	10回到達	15回到達	20回到達	25回到達	30回到達	…
諫早 ～長崎線	500pt	500pt	500pt	500pt	500pt	500pt	…
	—	+ 400pt	—	+ 400pt	—	+ 400pt	…
大村 ～長崎線	700pt	700pt	700pt	700pt	700pt	700pt	…
	—	+ 500pt	—	+ 500pt	—	+ 500pt	…

## 《ポイント付与例》

高速シャトル『諫早～長崎線』で、ひと月中に15回ご利用いただいた場合。

通常ポイント（5回利用毎に付与）：500pt×3=1,500pt

ボーナスポイント（10回利用毎に付与）：400pt×1=400pt 計 1,900pt 付与

## ②ポイント付与条件

- ・同一のnimocaで大人片道普通運賃でのご利用が対象となります。

※nimoca 以外の IC カード（Suica、PASMO など）でのご利用は、ポイントサービス対象外となります。

- ・1枚のnimocaで複数人の運賃を同時精算した場合も「1回」の利用といたします。
- ・ポイント付与対象は60回の利用を上限といたします。
- ・余った利用回数を、翌対象期間（翌月）に持ち越すことはできません。
- ・ポイントは、付与対象となるご利用の翌月中旬頃に付与します。

※付与したポイントをご利用いただくには、nimoca 取扱窓口又はポイント交換機で電子マネーに交換していただく必要がございます。

ポイント交換対応箇所については、nimoca ホームページにてご確認ください。

以上